

仕事の継続にお悩みの方



仕事と生活の 両立支援 相談窓口



介護、子育て、病気治療などで仕事の継続にお悩みの方は、
まずはこちらまでご相談ください。
相談員がお答えするほか、必要なサービスの提供窓口のご案内や、
役に立つ情報の提供も行います。

- 介護していることを誰にも相談できず、仕事を続けていけるか不安
- 育児休業からスムーズに職場復帰したい
- 病気治療しながら仕事をしたい

など

相談方法



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

 **電話 ※ 事前予約不要**

相談時間: 月・火・水・金 曜日 午前9時～午後4時30分

※ 夜間の相談も始めました。

(原則として火曜日(隔週)午前11時～午後7時。詳細はHPをご確認ください。)

※ 年末年始・祝日除く

 **対面 ※ 事前予約制**

相談時間: 月・火・水・金 曜日 午前9時～午後4時30分

※ 年末年始・祝日除く

 **インターネット**

ホームページから24時間受付中

埼玉県 両立支援



秘密
厳守

匿名での
相談可能



専用ダイヤル

048-830-4515



介護、子育て、病気治療に関する 主な支援制度・サービス

● 介護

<介護休業給付金>

傷病、精神障害により2週間以上にわたり常時介護を要する状態にある配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫を介護するために休業した労働者に対して、雇用保険から休業開始前の賃金の67%が支給されます。

<所定外労働の制限>

要介護状態にある対象家族を介護する場合は、所定外労働が制限（残業が免除）されます。

<地域包括支援センター>

介護・医療・保健・福祉などの側面から、地域で暮らす高齢者を支える総合相談窓口です。

● 子育て

<育児休業給付金>

雇用保険の被保険者が1歳未満の子どもを養育するために育児休業を取得した等、一定の条件を満たした場合、雇用保険から休業開始前の賃金の67%が支給されます。（※育児休業開始から180日経過後は50%の支給になります。）

<所定外労働の制限>

子が小学校に入学するまでは所定外労働が制限（残業が免除）されます。

<ファミリー・サポート・センター>

育児の援助を受けたい人と育児の応援をしたい人からなる会員組織で、会員による相互援助活動の調整などをセンターのアドバイザーが行っています。

● 病気治療

<傷病手当金>

業務外の事由による傷病で休業し、就業が不可能な場合、通算して1年6か月、給与を基に算出された標準報酬の3分の2相当額が支払われます。

<指定難病医療費助成制度>

指定難病と診断され一定の基準を満たした場合は、医療費の一部が助成されます。

<産業保健総合支援センター>

治療と仕事の両立支援に関する相談や、事業者と労働者の間の仕事と治療の両立に関する調整支援などを受けることができます。

※ 令和7年4月1日時点の情報です。

最新の情報は所管する機関のHPをご確認ください。



お問合せ先

埼玉県産業労働部 雇用・人材戦略課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

☎ 048-830-4515 📠 048-830-4821

